武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年1月22日

提出者

6番 竹 内 まさおり

4番 深 田 貴美子

7番 下 田 ひろき

武蔵野市議会議長 本 間 まさよ 殿

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和26年2月武蔵野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

| 改正前 | 改正後 | 説 明 |
|----------|------------------|------|
| 附則 | 附 則 | |
| 1及び2 (略) | 1及び2 (略) | |
| | 3 平成29年10月9日に在職 | 項の追加 |
| | する市長が、同日を含む任 | |
| | 期の中途で退職をし、又は | |
| | 同日を含む任期が満了した | |
| | 場合における第7条の3第 | |
| | 1項の規定の適用について | |
| | は、同項第1号中「100分の | |
| | 400」とあるのは、「100分の | |
| | <u>130」とする。</u> | |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市長の退職手当に関する特例を定めるものである。